

上越市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の行政改革を積極的かつ着実に推進するため、上越市行政改革推進本部（以下「行革本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 行革本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 上越市行政改革大綱に基づく上越市行政改革推進計画の推進に関すること。
- (2) 上越市行政改革大綱及び上越市行政改革推進計画の見直しに関すること。

(組織)

第3条 行革本部は、本部長及び副本部長並びに本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は市長が指名する副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、副本部長以外の副市長、教育長、理事、総務管理部長、企画政策部長、財務部長、防災危機管理部長、自治・市民環境部長、浦川原区総合事務所長、柿崎区総合事務所長、板倉区総合事務所長、健康福祉部長、産業観光部長、農林水産部長、都市整備部長、教育部長、ガス水道局長及び会計管理者をもって充てる。
- 4 本部長は、行革本部の事務を総理し、行革本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 行革本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(関係者の出席等)

第5条 行革本部は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 行革本部の庶務は、行政改革推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、行革本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月12日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年5月8日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年6月29日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年11月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年5月20日から実施する。